

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

「より効率的な業務遂行等に向けて（会社掲示）」に関する申し入れ

令和5年12月25日、大阪台車検査車両所の会社掲示板に「より効率的な業務遂行等に向けて」と題した掲示が貼り出された。その内容は、「令和6年1月より内勤については、フレックスタイム制が導入されます。一方、内勤以外については、作業ダイヤに従って業務を行うなどのため、この制度の対象外ですが、より効率的に業務を行い、より健康的な生活を送れるようにしていきましょう。これに伴い、大台両として令和6年1月から以下の取組みを実施します。」とあり、「業務量の波動等により時間前に作業が終了した場合の取扱いの明確化及び検修員詰所使用開始の明確化」の2点が記載されている。

しかし、今回の一方的な取組みは、大阪台車検査車両所で働く社員の労働条件や生活環境に大きく影響を受けるものであり、到底労働組合としては看過できないと考える。

よって、以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定し開催すること。

記

1. 会社掲示によると、「落ち着いて確実な検修を行った上でなお、時間前に当日分の作業が終了した場合とある」が、時間前に終了する作業が作業ダイヤ上あるのか明らかにすること。
2. 会社掲示によると、「時間前に当日分の作業が終了した場合は、その後の時間をOneSTEPや施策関係業務、環境整備等に携わることとする。」となっているが、具体的に作業内容を明らかにすること。
3. 大阪台車検査車両所において、波動業務があるのか。波動業務があるなら、どのパートになるのか明らかにすること。また、作業ダイヤ上どう明記されているのか明らかにすること。
4. 検修員詰所の使用開始時間を勤務開始時刻の1時間前以降と明確化（8：45始業で前作業がない場合は7：45以降）としている根拠を明らかにすること。

5. 現在、業務で早目出勤をしている社員の中には、当日の作業の準備等で検修員詰所を使用している者が居るのか明らかにすること。居るなら、今後どのようにさせるのか明らかにすること。
6. 前作業がある場合、いつ、どのように社員に周知するのか明らかにすること。(例えば、終了点呼時において、どのパートで何時から前作業がある等周知する。)
7. 現在、バイクや車等で通勤している社員は、交通事情等を考慮し、早目出勤を心掛け、出勤遅延を起こさないように努めているが、検修員詰所の使用開始時間の前に出勤した場合、検修員詰所が解錠されるまでどこで待機すればよいのか明らかにすること。
8. 検修員詰所の鍵は誰が開けるのか、(社員か全日警か) 明らかにすること。また、鍵を開ける(社員か全日警か)のはどのように決めているのか明らかにすること。
9. 社員が鍵を開ける場合、この社員は業務となる。会社は誰を指定し、どのような勤務になるのか明らかにすること。また、勤務形態を明らかにすること。
10. 会社掲示によると、「検修員詰所の使用開始時間を勤務開始時刻の1時間前以降と明確化(8:45始業で前作業がない場合は7:45以降)します。これにより自宅で過ごす時間等をより充実させて下さい。」としているが、検修員詰所の使用開始時間に合わせて出勤すればよいのか明らかにすること。
11. 検修員詰所の使用開始時間に合わせて出勤しているにもかかわらず、交通事情等で出勤遅延した場合の取扱いを明らかにすること。
12. 会社掲示によると、「令和6年1月より内勤については、フレックスタイム制が導入されます。」とあるが、内勤の勤務形態を明らかにすること。
13. 1階エレベーター前のフラッパーゲートの使用中止は、「セキュリティ上問題なく必要ない」という理由であれば、当然、検修員詰所の鎖錠は必要ないと考える。よって、検修員詰所の鎖錠は止めること。

以上